

海浜公園用地 占用許可条件

1 占用上の制限

海浜公園用地については、海浜公園の維持管理等のための車両出入口として使用しており、占用にあたっては、同車両の出入りを妨げないものとする。

2 届出義務

- (1) 許可を受けた者が許可に係る行為を中止し、廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (2) 許可を受けた者が、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- (3) 許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、戸籍法の規定による届出義務者又は精算人は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 許可の取消等

次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は占用物の改築、移転、撤去若しくは原状回復を命じることがある。

- (1) 許可を受けた者が、福岡市海浜公園条例（以下「条例」という。）、条例施行規則の規定、又は許可事項若しくは許可条件に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた者が、海浜公園使用料等の納入を怠ったとき。
- (4) 許可を受けた者が、許可に係る行為を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 海浜公園の施設整備及び管理上占用物が支障となる場合。
- (6) 許可を受けた者が、本市の指導及び命令等に従わないとき。
- (7) 許可を受けた者が、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（許可を受けた者が法人の場合は、当該法人の役員が暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合を含む）に該当したとき。
- (8) その他市長が公益上必要と認めたとき。

4 前項の規定による処分により生じる一切の損害については、市長はその責を負わない。また、本市の指導及び命令等により許可を受けた者が占用物の改築、移転、撤去又は原状回復をする場合に要する経費は、許可を受けた者が負担する。

5 損害賠償

許可を受けた者が許可に係る行為を行うにあたり、公園施設を滅失又は毀損し、その他市に損害を与えたときは、市長は、当該許可を受けた者に対し原状回復又は損害賠償を命じる。

6 権利義務の承継

相続又は法人の合併によって許可を受けた者の有する権利及び義務を承継しようとする者は、遅滞なく市長の承認を受けなければならない。

7 権利譲渡等の禁止

前項の規定による場合を除くほか、許可を受けた者は、その有する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができない。（市が承認した場合を除く。）

8 許可物件の構造等

- (1) 許可物件の構造は、申請の設計図及び仕様書のとおりとする。
- (2) 許可物件は、定期的な保守点検を実施するなど善良な管理を行うこと。
- (3) 許可物件を補修、改修、改築その他これらに類する行為を実施するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

9 安全の確保

許可を受けた者は、許可に係る行為及び許可物件の設置並びに管理において安全の確保に努めること。

10 占用許可期間満了後、申請人において引き続き占用を必要とするときは、期間更新を願い出て、市長の許可を受けなければならない。

11 許可を受けた者は、当該占用において第三者に損害を与えたときは、全ての損害を賠償すること。

また、第三者との紛議が生じた場合も同様に解決すること。

12 期間満了又は第3項の規定により許可を取り消したときは、許可を受けた者は直ちに占用許可に係る物件等を撤去し、その区域を原状に復すること。

- 13 前項の規定にかかわらず、許可を受けた者は、占用期間の満了前に、アーチ型車止めの移設及びアスファルト舗装からインターロッキング舗装へ変更するものとする。
- 14 海浜公園の占用料は条例に定める料金を徴収する。また、占用料は、市の指定する期日までに、遅滞なく納付すること。
- 15 その他市の担当者及び指定管理者の指導を遵守すること。